

神奈川県議会 令和6年第3回定例会 建設・企業常任委員会

令和6年10月8日

意見発表

◆佐々木正行委員

当常任委員会に付託された諸議案等について、公明党県議団として意見、要望を申し述べます。

初めに、マイ・タイムラインの普及に関する取組についてです。

今回の台風10号では、県内各地で非常に激しい雨が降り、多くの市町村で避難指示が発令され、また、二宮町では初めて緊急安全確保となる事態となりました。平時から住民一人一人が、ハザードマップなどの情報を基にマイ・タイムラインを作成し、いつ、どのような行動を取ればよいかを準備していくことは大変重要です。神奈川県水防災戦略においては、マイ・タイムラインの作成に係る普及啓発を強化し、住民の早期避難の意識向上を図るとされていることから、マイ・タイムラインをさらに広げていくためには、市町村が実施する訓練や講習会の協力の申出を待つのではなく、県がもっと開催日程を掌握し、積極的に参加することを要望します。また、県内市町村、自治会等の取組事例は、他の自治体においても、住民がマイ・タイムラインの理解を深めるために有効な情報であることから、事例集として取りまとめ、広く周知していくだくことを要望します。

次に、リニア中央新幹線の建設工事の安全対策についてです。

JR東海は、リニア中央新幹線の品川・名古屋間の2027年開業を断念しましたが、早期開業に向けて沿線各地で整備を進めており、県内においても整備が着実に進んでいることは承知しています。しかし、8月末の台風10号による大雨の影響により、県内駅工事現場で、敷地内に積んでいた土のうが崩れ、市道を一時通行止めにする事象が発生し、住民に不安をもたらしています。また、津久井地域では、現在多くの工事が行われており、これから大規模な工事である車両基地の工事も始まるところから、発生土の運搬など、工事用車両の増加に対し、地元からは不安の声を聞いています。JR東海は丁寧に対応していると聞いていますが、県として、今後、JR東海の対応についてしっかりと注視し、沿線住民の安全・安心の確保について、最優先で取り組んでいただくことを要望します。また、車両基地の整備については、空港の建設に匹敵するような一大プロジェクトであることから、数多くの地域企業が参画できるよう、JR東海に要請していただくよう要望いたします。

次に、県営上溝団地の雨漏り対策についてです。

県営上溝団地は、PFI事業で建て替えが進められている一方で、そこで生活を営んでいる住民の皆様がおり、これらの住民の生活をしっかりと守っていくことも重要です。今後、上溝団地の住民が雨漏りで困ることのないよう、速やかな点検と事前の対策工事を確実に進めていただくよう要望します。

次に、相模ダムリニューアル事業における技術の継承についてです。

将来にわたり巨大なダムを適切に管理していくためには、職員の技術力向上や人材育成を図り、確実に技術を継承していくことが重要です。企業庁

では、リニューアル工事を通じて得られた知識や成果については、職員を対象とした技術発表会や現場見学などで積極的に情報共有を図り、多くの職員の技術の向上に役立てるために、リニューアル工事の現場で監督する職員が現場の臨場の際に、ウェアラブルカメラを装着し、受注者との協議の様子のほか、施工状況の確認や、品質確保における着眼点などを映像データとして記録し、蓄積することで、技術を継承していくための電子マニュアルとして活用していくとしています。今後も、積極的な人材育成と確保を要望いたします。

次に、寒川浄水場排水処理施設におけるPFI事業についてです。

職員が履行状況や運営状況を適切に確認することにより、民間のノウハウを生かしながら効果的に事業を進めてきたと承知しています。今後の包括的民間委託においても、定期的にモニタリングを行うなど、引き続き、排水処理施設の運転に万全を期していただくとともに、業務の特性に応じた官民連携による民間活力の活用により、効率的な事業運営に努めていただくことを要望します。

最後に、県営水道出先組織再編計画（素案）についてです。

今回示された再編計画の素案は、営業所の統合や専門センターの設置により、効果的、効率的に業務を推進する組織づくりに取り組むとのことでありますが、相模原は他の区域と比べて広範囲であり、山岳部も多いことから、災害時の対応には十分な体制を確保する必要があると考えます。今までどおりの初動体制が再編後も維持できるよう、計画策定に向けて、よりよい組織体制の在り方を検討し、災害、事故にも強い水道の実現に努めていただくことを要望します。また、企業庁職員の採用に関しては、民間の建設関連事業者と同様、専門職の人材確保に取り組んでいると承知していますが、地方公務員試験に合格し、その通知には、次の採用候補者名簿に登載されました、そこで試験区分が書かれてあり、その後、この名簿に登載された方は神奈川県関係の任命権者からの要請に応じて掲載され、そのうちから採用が決定されます、と通知書に書かれています。民間は大学生であれば3年生から、また、当年5月に採用が決定いたします。県も、今年度から、大学3年生から採用試験を実施するようになったとはいえ、通知内容がこれでは、合格者が本当に合格したのか不安になり、民間に行ってしまうことも考えられます。今後は、企業庁の努力が報われますよう、合格通知の記載内容を工夫するなど、優秀な人材を採用できるよう、人事委員会や各局と連携して取り組んでいただきますよう要望します。

以上、当常任委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表といたします。